

横浜トリエンナーレサポーター サポーター・イニシアティブについて

横浜トリエンナーレサポーター事務局では、サポーターの方々の自主的な活動を「サポーター・イニシアティブ」と称し、活動を受け付けます。サポーター・イニシアティブを実施する際には、コピー機の利用やメールニュース等で等の活動案内ができます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止、サポーターと参加者の安全面から、横浜美術館の内外を問わず複数人が集まる活動につきましては、届出を受け付けいたしません。

活動上のルール・注意点

I. 活動について

- (1) 活動内容は、横浜トリエンナーレ、現代アートに関わりがあるものとします。
- (2) 横浜美術館の内外を問わず、複数の参加者を集めて実施する活動はできません。
※美術館設置のサポーター事務局のコピー機利用は除く。
- (3) 以下の内容を満たす場合、一部オンラインを使用し、活動を行うことができます。
 - ・会場での配架物（フリーペーパー、冊子、案内図等）を企画・作成する活動
 - ・参加者が実際に（オフラインで）集まることなく、オンラインを使用して、打合せ、ミーティング等を行う活動。※活動独自の WEB サイトやブログを制作・公開することはできません。
- (4) 活動には、サポーター登録の有無に関わらず、誰もが参加できるものとします。
（企画の相談や検討の場合は、有志のみで実施することができます。）
- (5) 活動を行うときは、原則 2 週間前までに届出書を提出することとします。
- (6) 届出された活動の有効期限（活動期限）は、2020 年 6 月 25 日から 2020 年 10 月 11 日までとします。
- (7) 活動の主宰者は、活動のホスト役を務めます。
- (8) 活動に際して、事務局で管理しているコピー機を使用することができます。
- (9) 活動中の飲酒は行なわないで下さい。
- (10) 活動のためのクラウドファンディングや寄付を募る行為はできません。また営利活動を行う行為もできません。
- (11) 活動に対する費用の補助はありません。
- (12) 活動の様子及び活動の成果物等は横浜トリエンナーレサポーター活動報告ブログやサポーター向けのメールニュースで掲載・配信することができます。また、フリーペーパー及び活動の成果物（冊子、案内図）等を会場内の指定場所で配架することができます。

なお、活動独自の WEB サイトやブログを制作・公開することはできません。活動における成果物等を、独自に発行、配布・配信する場合は、サポーターサイト内もしくはサポーター・イニシアティブのルールで定めた方法に限ります。

- (13) 活動については横浜市民活動保険を適用します。ただし単位取得や学習のために行う活動(学校の宿題として課された活動)は市民活動保険の対象外となります。詳しくは市民活動保険の案内(別紙資料)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodomanabi/shiminkyodo/shien/hoken/hoken.html>をご確認ください。

II. 活動の PR について

- (1) 活動は事前に、横浜トリエンナーレサポーターWEB や SNS、横浜トリエンナーレ公式 twitter で発信し、また、サポーターメールニュースでも配信して、広く告知します。
- (2) 告知の際は、活動概要、開催日、主宰者名等を周知します。
- (3) 発信・配信できる内容は、届出書に記載された PR 原稿を元に掲載します。

III. 守秘義務

- (1) 届出書に記載いただいた個人情報は、横浜トリエンナーレサポーター事務局で厳重に管理し、活動に関わる連絡等の目的を達成するものだけに使用し、その他に流用することはありません。
- (2) サポーターは、サポーター・イニシアティブの参加申し込みなどで、個人情報を取得する場合は必要最小限に留め、サポーター活動を円滑に行うことを目的にのみ使用して適切に取り扱ってください。また、サポーターが活動中に知り得た機密情報(施設管理、関係者・その他利用者に関する個人情報、職員に関する情報)は原則公表しないよう留意してください。
- (3) この守秘義務はブログや各種 SNS (twitter、Facebook、Instagram など) においても同様に適用します。
- (4) この守秘義務は活動期間終了後についても同様とします。

横浜トリエンナーレ組織委員会
2020年6月25日